

「ジェンダー」論から考える「夫婦別姓」について（下）

生 田 頼 孝

本論文の「上」では、ジェンダーギャップが言われる今日の日本、そして、江戸時代から明治期までの歴史を概観した。本論文「下」では、明治以降の日本の社会史をジェンダー・ギャップを概観し、選択式夫婦別姓論を含めたジェンダーフリー論を議論したい。本論文は「上」の続編なので、「上」の最終章たる第5章の続きとして第6章から始まるものである。不明点において本論内で解消されない場合は「上」を参照されたい。

第6章「明治民法」の背後にあるもの

第1節 「法」と「道徳」

第4章第3節で述べたとおり、明治民法の研究、制定にあたって、旧民法の延期派であった穂積陳重は、どのような思想を有していたのか。

論文「穂積陳重の法律文化論に関する一考察」で石澤理如氏は、穂積陳重は、

「近代日本の法律学の形成に大きな足跡を残した穂積が、西洋的な近代法をどのように捉えていたのか、また伝統的な慣習や道徳と法との関係など、穂積に関する法認識を明らかにした」¹⁾という主張を行っている。

穂積は自らの論文において

「人類あって爾後道徳あり。国民あって爾後法律あり。人類ありと雖も未だ一国を組成せず、主権者被治者の分未だ定まらず、主権国民の別未だ明ならず時に当たりては、法律未だ発生する能わず。之に反し、人類未だ結団して邦国を成さざるも、苟も人類あらば、道徳は必ず之に随伴し、須くも人に離る可からざるなり。詞を替えて之を云えば、道徳は人の人たる規則を指して之を称す。故に、道徳は人類に属し、法律は国民に属す」²⁾と述べる。

さらに、穂積は道徳や法の違いについて、以下のように論じている。

「道徳は一個人の自己或は他人に関し又社会に対しての人の人たる義務を尽すにありて、地の東西を問わず、時の古今を論ぜず、其規則唯一なり。……法律は之に反して国民と国民との間に生ずる権利義務を定むる者にして、其効用の風俗習慣は立法者の見込に依りて、其の法令を制定が故に、各国全ての其の法を異にせり」³⁾。

以上のような穂積陳重の主張に対し、石澤氏は

「『道徳』が共通性を有し、風俗や習慣が異なるろうとも、人として果たす役割は共通しており、『地の東西』や『時の古今』に関わらず共通した、いわば真理のようなものとして捉えている」⁴⁾と指摘する一方、

「『法律』は、『地の東西』や『時の古今』によって風俗や習慣が異なる以上、国家ごとのこと差異が見られることを前提とし、国民間の権利義務を規定し、秩序維持や紛争の解決には『道徳』ではなく、『法律』によって問題の解決を図るべきだと捉えていること」⁵⁾

も指摘している。

これ等の指摘の上で、

「道徳に基づいて法律を編纂するのであれば、地理的および時間的なファクターによって変化する風俗や習慣に基づく法律は必要ないのではないか、という疑問」⁶⁾

を呈している。

「道徳」にせよ、「法律」にせよ、「社会」という「内容」を定義する「形式」であるということでは一致していよう。又、既に指摘したように、「社会」-「個人」が不可分である以上、上記の両者は「個人」を定義する「形式」とも言える。

又、「道徳」の定義等も『地の東西』や『時の古今』によって「変化するであろうから、「道徳」を単に「真理」ととらえることも不可能であろう。

穂積は「主権国民」と「法律」が一体であるかのように論じている。しかし、第4章にて検討した江戸期の「女房」の事例は、「主権国家」の概念がはっきりしていなかった江戸期⁷⁾に既に、私人間での契約に基づく私法、即ち「民法」の概念が生じていたことを思わせるものである。

第4章の中村敏子氏の議論に見られる男女関係は、江戸期に既に、債権（権利）-債務（義務）という私人間の契約、換言すれば、

「国民と国民との間に生ずる権利義務を定むる者」

が発生していたとも言えよう。「道徳」がその役割を果たしているとすれば、「法」とその性格を異にするものではなからう。

しかし、穂積陳重は、改めて、「国民」という概念を持ち出した。「『法律』の適用範囲」は「一国内」であることも指摘される⁸⁾。

穂積の法認識は、人民が

「一定の地をトして之に居住を定め、邦土の境界を画して之に国を建てるに及び、始めて治内法律の思想を感発し、主権普く境界の内に行われ、苟くも其疆内に居住する人民尽く其法令を遵法せざる可からざるの世とはなりたり。国を異にすれば、必法を異にするに至れり」⁹⁾。

やはり、穂積陳重の言う「法」は「西欧国家体系」に対応する「国民国家」に対応した概念であったと思われる。

つまり、「各『個人』の『相互作用』によって、人間本性にとっての諸要素が充足され得る共同活動が帰結する概念を『文化システム』と称し、『文化システム』が『外的な強制力』を有する統一意志たる『外的組織』、即ち、国家と相互に関連する」ことを論じていたと言える。

では、穂積重信は「主権国民」の理念の下、「社会」の成員である「個人」（私人）間のあるべき法の姿をどのように考えていたのか。

第2節 「法」と「国民国家」

「宗教や風土、民俗」といった要素によって「各国法律が異を示す」としていた穂積陳重は¹⁰⁾

「法律は開化の反照にして社会の進歩と相伴う者なり」¹¹⁾

と主張していた。

「社会の進歩」=「法律の開化」

という図式である。この他、穂積は、

「法律とは国際社会における『生存競争』から国民を守り、かつ『人類の進化』を補成する『具』であると捉えている」
ことが指摘されている¹²⁾。

「民法典論争において一貫して法典編纂の時期尚早論の立場に立ち、旧民法施行に対して延期派の論陣を張っていた」

穂積陳重は、梅謙次郎や富井政章等と共に、法典修正作業を行いつつも、彼にとって、「法典編纂とは国家の方向性を決定する『国家百年の大計』であった」¹³⁾。

そして、

「こうした性格を有する法典編纂は欧米列強の外圧や内発的な欲求を問わず、国民の『沈思塾考』が必要であり、法典編纂を他人事と認識している国民に対して、自己の生活や幸福といったものと密接な関係があることに気付くべきだと述べ」¹⁴⁾、

梅謙次郎等と共に、

「国民の法への無関心ともとれる姿勢」に「警鐘」を鳴らしたのであった¹⁵⁾。

穂積陳重が言うところの「国民」にとっての「自己の生活や幸福といったものと密接な関係」あるものとは、自身が「主権国家」の一員として、「西欧国家体系」の国際関係に対処することなのである。彼がダーウィンの理論を援用していることからそれがうかがえる。

この他、近代化へと「社会」を向かわせるには、中央集権国家（国民国家）建設という「内容」を政治権力による押し付け、すなわち、「公法」的性格を民法に持たせることも必要だったのだろう。この点は「旧民法」の「断行派」、「延期派」を問わず、共通している。

そのために、近世に武士の家から本格化したとされる「家父長制」を中央集権国家建設の一助とするため、「固本法」（その国の『風土民情』を根拠とするもの¹⁶⁾）として援用したのである。

その意味では、明治政府は「近代化」を言いながらも、「西欧国家体系」に対処するため、「伝統的正統性」に依存していた一面があったことが確認できる。

他方で、「社会の進化」を述べていた穂積陳重は

「人々の『替識交際』の進展、交通網の整備により『自然淘汰』は加速すると予想し、『法律』も社会進化の進展に伴って『長を採り』『短を補う』ことは自然の勢いであり、それこそが『進取の気象を具えたる人民の常識』であると」¹⁷⁾

と主張していたことが指摘されている。

第7章 戦前社会における「個人」という「社会」の 成員たる「内容」と「組織」という「形式」

第1節 「家制度」の目的

「家の世代的連続性、成員に対する家長の優越、家父長の尊重などの伝統的、習俗的な慣行と觀念が民法という国家法によって強化され明確に規範化された」ものであっても、それだけでは完成が望めない「『家』制度」であった。故に、公教育等による「イデオロギー的教化」がなされていた¹⁸⁾。

拙稿¹⁹⁾でも指摘したように、明治政府はある種の「家族主義」を単一イデオロギーとして、

国民統合を図ろうとした。

そして、このイデオロギーは、

「家族と国家とを『家』という同一の原型と構造で貫通」されることによって、「強権的支配を情誼によって中和することで強力な国家的統一のための自発的献身を引き出すことにあった」²⁰⁾とされる。

本論文「上」の第4章第1節で論じたドイツの社会学者テンニエスが言うところの、ゲマインシャフトを目指したと言える。しかし、その意味では、契約の概念が曖昧であり、私人間の契約を規定するという意味では、私法としての性格が薄いものだったと言わざるを得ない。

ちなみにゲマインシャフトとは、地縁や血縁で結びついた自然発生的コミュニティである。感情的・情緒的に結合しており人間関係が最重要視される。これに対峙する概念がゲゼルシャフトで、利益や機能・役割により結びつく人為的コミュニティであり、利益面や機能面が最重要視される。近代化の過程でゲマインシャフトはゲゼルシャフトへと遷移し、近代国家、会社、大都市がその実例である。

「家制度」は「伝統的正統性」による政治権力への「社会」からの支持を取り付けようというものであったものの、同時に、

「家族－同族・親族間における広範囲の扶養義務の法定によって代替」し、又、「社会資本投下を回避」することによって、重点的な「資本の強行的高蓄積と軍備増強」を達成しようというものであった。換言すれば、「言語そのものごとく自然的に生成し、したがって、了解の種々相をみずからのうちに包含しており、これらの了解の程度は、その（一体性の）規準によって測定される」性格の「家族精神（心からの結合や和合）」としてのゲマインシャフトによって、「強兵」のための「富国」化を担うことが、公的社会福祉の代替者として求められていたと言えよう。本論文中でも既に指摘した「性別役割分業」論の論理が利用されたとも言える。

ここに、「家制度」が期待する

②「家族共同体」（以下、②を含む①から④の研究課題は第3章第3節で提起した）

の性格が明らかになったと言えよう。

しかし、明治政府が「富国」として目指した資本主義体制の発展は結果として、

「社会的には、資本主義的諸関係の発展そのものによる家父長的家族－親族集団の解体、労働者家族の増加にともなう家族主義的イデオロギーの影響力減少をくいとめる集団が講じられなければならなかった」²¹⁾。

資本主義の発展は、都市における労働者層を出現させた。それに伴い出現した

「『個人主義・自由主義』の風潮の拡大を防ぐことが、国家法上の家族制度と『家』の典範化に期待された」²²⁾

ことが指摘されている。

拙稿でも指摘しように、資本主義の発展は既に、明治期の段階で、労使（資）対立のような階級対立等を生み、又、都市において「伝統的正統性」から解放された一種の「個人主義」を生んでいった²³⁾。「伝統的正統性」によって、ゲマインシャフトとして、「社会」全体を1つの家族のように擬

する国家、あるいは体制は半ば不可能になっていたとも言える。

換言すれば、「社会」の性格は、第4章第1節で述べたとおり、

「一体性……あるいは家族精神（心からの結合や和合）と名づける。それは、言語そのもののごとく自然的に生成し、したがって、了解の種々相をみずからのうちに包含しており、これらの了解の程度は、その（一体性の）規準によって測定される」

という「内容」のゲマインシャフトから、

「先験的・必然的に存在する統一体から導きだされうるような活動は行なわれぬ。したがってまた、活動が個人によって為されるかぎり、その個人に内在する統一体の意志や精神を表現するような活動や、その個人自身よりも彼と結合している人々のためになるような活動は行なわれぬ。それどころかここでは、人々はそれぞれ一人ぼっちであって、自分以外のすべての人々に対しては緊張状態にある」

という「内容」のゲゼルシャフトに移行して来たと言える。つまり「社会」の成員たる「個人」は

「自分の与えたものと少くとも同等であると考えられる反対給付や返礼と交換でなければ、他人のために何かを為したり給付したりしようと思うことも、また他人に何かを恵んだり与えたりしようと思うこともないであろう。さらにこの反対給付や返礼は、彼が持とうと思えば自分で持つことができるものよりも、より以上に彼を喜ばすものでなければならない。なぜなら、彼は、より良く見えるものを手にいれるためでなければ、自分のもっている物を手放しはしないであろう」

ことを前提に、労働契約等の締結等によって、生産「組織」という「形式」に参加し、「経済力」を「相互作用」させる「社会」という「内容」を担う労働者にならねばならないという意味で、ゲマインシャフトからゲゼルシャフトに移行して来たということが言えるであろう。

換言すれば、明治以降の「富国」政策によって近代化して行った日本の「社会」は、「交通の発展」によって²⁴⁾、大きく変化し、「進取の気象を具えたる人民」によって、「社会」の成員たる「個人」の間の私人間関係も変化していった。1950年代に言われた「新たな習俗」といった流れがある種、既に生じていたとも言える。

そうした状況の中、「社会」は「公法」と化した「家制度」にどのように対処したのであるだろうか。

第2節 明治から大正へかけての「社会」の様相

明治以降の日本の資本主義の発展をなした「富国」政策は、明治末期には小規模商業に大きな変化をもたらした。

「そこではデパートや産業組合或いは公設・私設の市場等の設立と圧迫、さらには商品の多面化・多様化、消費者の購入の仕方の変化にとともなう経営或いは販売方式変更の必要性が、家族の構造と結合を変容せしめる。

多面で、明治末期から急速に拡大しつつあった労働者や給与生産者の家族においても『家』が生産労働単位ではなくなり、『家』の小分裂による固有の生活や多様な職業にもとづくそれぞれの生活の様式によって『家』的原理と構造が崩れていく（個人主義・自由主義）」²⁵⁾

ということが指摘される。

生産活動や消費活動の変化に伴い、「『家』が生産労働単位ではなくな」ったことは、家族の「近代化」であり、「マネージャー」としての女性が存在意義を失い、「経済力」を失い、男性配偶者に

隷属して行った状況でもあったと言えよう。換言すれば、「経済力」を利用した男性優位「社会」の出現であったと言えよう。故に、

③ 女性差別の問題

が明らかとなる。

その後、大正期に入ると、資本主義は第1次世界大戦を契機として、さらに発展した。明治期にはすでに始まっていた農村からの人口流出の拡大、都市労働者による小家族の増大、都市人口の増大をもたらした。第1次世界大戦後の戦後恐慌による生活窮乏化は、階級対立による労働争議、小作争議等、労農階級－資本家・地主といった階級対立を激化させ、「家」に擬えた国家の一体感という「内容」を更に危うくした²⁶⁾。

政治権力の側は、上記のような動きに対して、「『家』の維持強化」のために「神経をとがらせ躍起となっていた」²⁷⁾。

政治権力の側は「戊申詔書」（1908年）等によって、「国民国家」の中心と言うべき「天皇イデオロギー」を支えている「形式」であり、同時に、「内容」とも言うべき「家」の修復を図らんとしていた²⁸⁾。

こうした動きは、1911年、岡村司京大教授が、岐阜県にて、「親族と家族」と題して講演し、「戸主制」の下では、妻に子がなくば、妾等を持つ必要があること、又、長子相続は每家ごとに「1人の愚物」を出すに過ぎない、という意味の主張をなし、「男尊女卑」、「夫婦不平等」を非難したことに對し、文相からの譴責処分がなされる²⁹⁾、あるいは、翌12年には親の決めた結婚相手を嫌って主人公が家出する内容の芝居が「家庭の良風になじまない」との理由から、一時上演禁止とする等の形で具体化した³⁰⁾。

こうした政治権力の動きに対し、「社会」の側からはある種の嘲笑が起きていた。

津田左右吉は、自らの日記（1911年5月8日）にて、文相によって提出された、如何に祖先崇拜を維持し得るか、という問題に対して、

「最良の方法は忠孝屋にはお門ちがひの建策」と思われる「個人の人格を立派にすること」である、として批判をなした³¹⁾。

又、芥川龍之介は1927年2月、

「殊に家族制度と云ふものは莫迦げている以上にも莫迦げている」と「家制度」を嘲笑した³²⁾。

こうして、「家族主義」によって支えられていた「天皇イデオロギー」とそれに基づく体制が、「社会」からの矛盾によって、崩れて行こうとするのを、同じく1920年代（昭和初期）に食い止めんと右翼イデオロギーを「社会」に問うたのが、右翼思想家・里見岸雄による『天皇とプロレタリア』であった。同書からは「家族主義」と「天皇イデオロギー」が同義であることがうかがえる³³⁾。

現に、明治民法は、その後の「社会」の変化に合わせて、改正が数度、試みられていた³⁴⁾。

第3節 1920年代という時代

1920年代には、「臨時法制審議会」が開かれ、明治民法についての改正が議論された³⁵⁾。

この1920年代は、「大量生産、大量消費」、「マスコミュニケーションのは発達」、「高等教育の普及」等によって、「産業化、都市化とともに進行する大衆社会」の「原型」が成立し、

「平準化」

が促進されたことが指摘されている³⁶⁾。

「平準化」という概念からは、所謂「横並び」、「個人」間の水平交通が高まり、「個人主義・自由主義の普及」が更に進んだことを思わせる。

「西欧国家体系」の角度からは、全国民の戦争参加の可能性が高まる「総力戦」体制においては、「平準化」が更に高まり、「『人的資源』の動員が不可欠である」ことが指摘される³⁷⁾。

「個人を大衆化（平準化・匿名化）する社会的連関－社会圏の拡大・分化およびこれに伴う社会関係の合理化・事象化－にこそ、まさに個人を差異的・個性的・唯一的存在として成立せしめる根拠」³⁸⁾

が求められる。

「個人は、様々な社会圏にかかわればかかわるほど、社会圏の網の目に巻き込まれれば巻き込まれるほど、没個性的・没人格的なものに貫かれれば貫かれるほど、それだけますます個性的なもの、人格的なものとして自己を確定できる」³⁹⁾

という指摘がある。故に、

「人の自立化とは、十分に差異化した複数の社会圏に関与すること、しかも明確に限定された機能の担い手として一面的にかかわることを通じて個人の人格的総体が個々の社会圏の背後に退くことである。換言すれば、それは、個人が差異化した多数の社会圏にかかわることにより、個々の社会圏からはみ出ることである」⁴⁰⁾。

つまり、ある時点では、自らの自由意思にて⁴¹⁾、生産「組織」に所属する労働者、ある時点では「家族」の一員として、「個人」とは、

「客観的機能のたんなる担い手として平準化・匿名化された個人であり……普遍性・社会性によって貫かれ、平準化・匿名化に晒されていることを直視したうえで、それにもかかわらず、いやむしろ、こうした事態をいわば逆手にとって全き個性性、内的にも相互にも差異化した唯一の・個性的」⁴²⁾

な存在と指摘される。

こうした「内容」を有する「社会」は、

「国家が強制するのではなく、国民が自らの役割を積極的に担うため自発的に動員に応じるようにする必要がある。そのため、総力戦体制の構築にはデモクラシーの力が大きく作用した」⁴³⁾

ことが言われている。換言すれば、国家の正統性の根拠が「伝統的正統性」から「それぞれ一人ぼっちであって、自分以外のすべての人々に対しては緊張状態にある」性格の「個人」による（選挙等を含む）契約による「合法的正統性」へと移行して来たということであり、「社会」の「内容」が「公法」面においても、ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへと更に移行して来たということが言えよう。

こうした中、1920年代の民法改正構想は

「平準化の進行や民主主義思想の広がりといった時代背景から影響を受け」たことによって、

「家族員の人格尊重、家族員の公平性の保障、婚姻の尊重による妻の地位の改善、親の権限、戸主権の縮小に伴う家族員の自由の拡大という要素」を内包していたことが指摘されている⁴⁴⁾。

以上から、家族関係を定義する法体系においても、「社会」の「内容」の平準化に合わせ、ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへの性格の移行がうかがえる。又、明治民法が「国家」－「社会」の方向性を持つ「公法」から「個人」間の「私法」へとその性格を変えて行きつつあったとも言えよう。

そして、以上から、当時の「家族」には、

- (1) 婚姻等の成員による構成
- (2) 日常生活
- (3) 「戸主」に関する問題

があったと思われる。以上の3点から、更に、

- ② 「家族共同体」
- ③ 女性差別の問題

について、検討が必要であろう。

第8章 戦前の民法改正構想

第1節 婚姻等の成員による構成

先の審議会にて幹事をなした穂積重遠（民法学者、1883-1951）は「一家平和ニ親密ニスル」⁴⁵⁾ことを最も重要であるかのように言った⁴⁶⁾。ここにいう「一家」は、所謂「核家族」ではなく、更に広い範囲のものであるとされる⁴⁷⁾。

「家制度」が「核家族」を意味しないのであれば、その「一家」に該当するであろう。

穂積重遠は、「家」は、戸主1人による独裁的権力による他の成員への人格無視であってはならず、「親密平和」のみならず、「正当公正」な「各人1人ノ人格ヲ尊重スル共同生活」たることを主張した⁴⁸⁾。

又、このために

「古来ノ家族制度ノ美ヲ採リ弊ヲ除クコトガ実質的堅実ナル家族制度ノ発達ヲ図ルニ必要」⁴⁹⁾と主張したのであった⁵⁰⁾。

「親密平和」な「家」のあり方を巡って、「庶子」（父が認知した非嫡出子）の父の「家」への入家については、その配偶者の同意が必要である、とした改正項目について、激論がなされた⁵¹⁾。

この提案に対し、花井卓蔵（弁護士、1868-1931）は

「臣民」の親族関係において、最も重視されるべきは、「皇室」同様、「血統」である。故に、他家からの参入者である女性（妻）に「庶子」が「家ニ入ルルコトヲ拒ム権利」を「授ケル」べきではない、としたのである⁵²⁾。この「男系重視」とも思われる思想は明治期、あるいは、それ以前から存在していた可能性は先に指摘した。

これに対し、穂積重遠は、「男女関係」を単に出生の道具とするのではなく、「婚姻関係」を重視すべきであり、妻の間に生まれた女子であっても、その子に「家」を継がしたい、と思うはずであり、「妻」と敵対感情を抱きながらの庶子の入家は、

「現在及将来ノ人情ニ反スル」

としたのである⁵³⁾。

「庶子の入家に対する妻の同意については、父系の血統を重視する立場と、妻と庶子の人間関係に配慮して『一家の平和』を重視する立場が激しく対立し」、結果として、原案採決時には、採否同数となり、議長採決によって、可決された⁵⁴⁾。

これは「女権拡張」よりも、「一家の平和」が「父系の血統継承や夫の権限よりも」優先されたものだ、とされる⁵⁵⁾。

②「家族共同体」

の新たな姿を追及したとも言えよう。しかし、「社会」の「内容」がゲマインシャフトからゲゼルシャフトへと移行して来たから故に、であり、「個人」を「集団」よりも優先する形にしたと言える。

「個人」が優先されたということでは、女性も「個人」であり、それに配慮しなければ、

②「家族共同体」

を維持できないということである。その意味では、「社会」の「内容」のゲゼルシャフト化によって、一定程度、

③ 女性差別の問題

にも配慮せざるを得なくなって来ていたということであり、民法の「私法」化が進んだといったということであろう。

又、明治民法では、30歳未満の男子、25歳未満の女子は父母の同意なく、結婚はできなかった。又、父母は、事由の如何にかかわらず、婚姻への不同意が可能であった。又、親は、親の同意なき婚姻を取り消し得るという権限も削除する、とされた⁵⁶⁾。

改正案では、婚姻は年齢を問わず、家の父母の同意が必要とされたものの、父母は、「正当な理由」なき婚姻不同意は不可とされ、又、親の不同意を不服とする子は、家事審判所へ申し立て可とした。その意味で、明治民法より、親の同意権は弱体化した⁵⁷⁾。

この他、子（成年）が親の同意なくして婚姻した場合、父母は、離籍、家督・遺産相続権の剥奪という形での「相当の制裁」を加え得るものとした。しかし、遺産相続者等に該当しなければ、これは無意味なものであった⁵⁸⁾。

これ等を踏まえれば、1920年代の日本の「社会」は「個人」を重視する「内容」に進んで来たことが分かる。

又、上記の「相当の制裁」は、「子」が「親」とは別に「経済力」を有していれば、逃れ得るものであろう。

③ 女性差別の問題

にも関連することである。これについては、本論文でも江戸期の女性のある面という形で指摘した。

以上から、「経済力」によって、「個人」－「社会」は不可分であり、又、「経済力」が「集団」という「形式」から離脱し得る概念であることが分かると同時に、「戸主」の扶養義務に頼らず生きる「部分集団」としての「核家族」化と重複しているものと言えよう。

第2節 日常の生活

明治民法は、「戸主」に対し、「居所指定権」（成員の居所を決める権利）を与え、それに不服従の成員や、又、婚姻等にとっても、戸主には同意権が与えられており、やはり、不服従の成員に対して、離籍できるものとしていた⁵⁹⁾。

しかし、「離籍」目的で、「居所指定権」を濫用する戸主の存在が問題になっており、改正案では、家名を汚辱する等、重大な非行のある時、戸主不同意の婚姻をした時には、家事審判所の許可の上、離籍できるものとした⁶⁰⁾。この点でも、ゲゼルシャフト的かつ、「個人」を優先する傾向があることがうかがえる。

この他、

「一家の財産を管理すべき『法律上道徳上の重大責任』がある」はずの戸主が、その責任を果たすことができない時には、家事審判所は「廃戸主」（戸主権喪失）を宣言し得るとした⁶¹⁾。

穂積重遠は「家」について、

「家族各員の共同体生活であるべきで、戸主1人の専制制度であってはならぬ。而して、戸主の法律的権力で一家を結束しようと云ふ風の考を棄て、道徳的及び経済的結束力に一任して置くことが、むしろ家族制度の円満を結果するであろう」⁶²⁾

と論じていた。

100年前の1920年代に既に、本論文の序章でも検討した女性の「経済力」に関する自立の問題等と関連する問題があったことがうかがえる。但し、穂積重遠の議論は、「戸主」、あるいは父親が「経済力」を有することによって、他の成員に「社会」とのつながりを維持させるべきだ、という議論ともとれる。その意味では、

「男女の性別役割論」

から脱する性格のものではなく、

③ 女性差別の問題

に必ずしも対処しているものではないとも言える。

そして、「個人」－「集団」の対立といった問題は、この時代にも起こっていた。この対立は、成員たる「個人」の死亡といった場面では、ある意味、今日同様、相続問題として発生していた。

第3節 「戸主」に関する問題

明治民法の改正案では、戸主死亡の場合、家督相続人が相続財産から「家」の維持に要する部分を控除した部分を控除した財産の一部の分配に関し、他の成員は自己への分配が不当と感じる時には、家事審判所に審判を求め得るとした⁶³⁾。又、遺言書の内容が被相続人の本意ではない、と思われる場合、「道義人情」を重んじつつ、家族間の紛争を「救済」するものとした⁶⁴⁾。

この他、家事審判所は

「特定の人または家のために重要な事項を議決する親族的合議機関」⁶⁵⁾

とされた「親族会」への介入権も与えられることになった。

しかし、「親族会」は、形式化し、期待されたようには機能しなくなっており⁶⁶⁾、明治民法の改正案は関係者が親族会員数の決定、選任は行うものの、家事審判所の許可を要する他、決議は家事審判所に報告せねばならず、この他、家事審判所は、その実行に対する監視、督促権を持つ、とされた。

これらは、親族会の有効機能化のため、

「一派に偏した親族会が他の親族の知らぬ間に成立して勝手な決議をなし、親族間の紛争を惹き起こす」ことを防ぐため⁶⁷⁾、

とされた。やはり、人間は序章等でも検討したように「自己中心」であり、又、「家」はプライベート空間として密室になるが故に、その密室性を悪用した行為の発生から、何時の時代も逃れられないことが分かる。

換言すれば、「上」で指摘した「『家』の成員（家族）にどのように権利配分するかは不可避の問題」となっていたことが分かる。

以上の問題を「生産手段の社会化」に擬えたとすれば、

家族という「集団」の「成員」たる「各『個人』」の参加によって、『多様な意見』を反映させることによって、「家族」を（『個人』と）不可分な概念であり、又、対立する概念でもない。又、『個人』は趣味等の所謂『プライベートな時間、空間』をも含めて、多様性、多方向性を持つ以上、『個人』と対立しがちな『集団』と同義語なのでもない」という「『多様性、多方向を持つ』概念」たる「社会」たらしめる、すなわち「『社会』化」をなそうとしていたと評価できるようにも思われる。同時に「個人が単一の社会圏ではなく、差異化した多数の社会圏にかかわるような事態」、すなわち、同一「個人」の複数の「組織」、「集団」への関与という概念によって、生産「組織」という「形式」と「家」という「集団」がいよいよ、分化して来たことを意味していよう。

そして、「法」を生み出すのが「政治」という「社会」の「内容」の1つである以上、社会のゲゼルシャフト化に対処し、或いは、又、それ故に、

②「家族共同体」

③ 女性差別の問題

の問題に対処しようとするなら「女性参政権」の導入による政治上の「男女平等」が問題になるはずである。

戦前、女性参政権がなく、男女不平等であった戦前の政治権力にあって、何故に、女性参政権が達成されず、敗戦後に、認められたのか⁶⁸⁾、という現実の問題があろう。又、

「また、戦前の女性の立場や、彼女たちがどのような言説を駆使して支持者を増やそうとしたのか、反対に男性政治家たちはどのような言説で女性参政権を否定したのかなどの分析で当時の人々のジェンダー観を浮き彫りにすることにより、ジェンダー研究は現代においても有益な視点を提供してくれている」⁶⁹⁾

という指摘がある。現実の問題として、

「女性たちの熱心な要求にもかかわらず、女性が政治に関わることへの反対は強固であった」⁷⁰⁾。

第9章 婦人参政権

第1節 婦人参政権反対論

婦人（女性）参政権への反対意見として、女性参政権への戦前期の反対論として、多くの「理由」があった。その中でも目立つのが、「家」に関するものであり、以下のようなものがあった。

- ・ 婦人に参政権を与えて、夫婦で政治上の意見が異なった場合は争いが生じ、一家の和が得られないので、婦人に参政権を与えるべきではない。
- ・ 婦女は本来、従順で、温和であるのに、参政権を手にすると政治の影響で元々の長所をなくす恐れがあるので、参政権を与えられるべきではない。
- ・ 一家には長があり、家を治めているのだが、夫にも妻にも参政権があるとすると、誰が長として家を治めるのかわからなくなり、さらには男女の区別が乱れ、ついには社会の秩序を乱すことになる。
- ・ 婦女が投票権を得ると議員になろうとする者がでてきて、男女の区別を乱し、家政を放棄することになる。
- ・ 婦女には独立の性や考え方が乏しいので、選挙権を与えれば身近な男子の言うとおりに投票するという弊害がある。

といった、反対「理由」があった⁷¹⁾。

女性参政権がなかったのは、

③ 女性差別の問題

の問題であり、同時に、

② 「家族共同体」

の問題でもあることが分かる。上記のような「理由」が多く出たのは、「家」が「家制度」として、明治以来の国家の基礎であったからであろう。

同時に、「婦女は家庭を守り」、「一家の和」、「一家には長があり」等の文言からは、本論文「上」の序章にて紹介した

「同和教育において『差別は意図的になされることはほとんどない』と言いつつも、妻（女性）に家庭内での無償労働を期待していた男性教師の発言（1980年代）や男女平等を議論するクラス討論会にて『女は家にいるもの』等、女性の個人としての経済的自立等を奪う人権侵害の正当化とも言える発言をした同級生（1990年代）」

の台詞と共通しているものがあるのではないか。

つまり、性別による「男女の性別役割論」によって、「一方（男）＝貨幣のための賃労働、他方（女）＝無償労働」によって、「一方の他方に対する（男性による対女性）支配を」維持したい、という意味もあったであろう。

「婦女は本来、従順で、温和であるのに」

といった文言はそれを象徴しているように思われる。

故に、婦人参政権反対論は、多くの男性から支持されることによって、

「女性が政治に関わることへの反対は強固であった」

ということが、社会がゲゼルシャフト化して来ていたにもかかわらず、あったのかもしれない。

この他、

「婦女には独立の性や考え方が乏しい」

といった「理由」も、「男性による対女性」を正当化させる言葉と思われる。

さらに、反対論として、

・男子には兵役の義務を負担するが、婦女はそれがないのだから、参政権を与える必要はない⁷²⁾。

という「理由」もあった。

これは、本論文でも検討してきたように、明治以来の近代化が西欧国家体系を背景にしたものであり、女性にある種の

「家族－同族・親族間における広範囲の扶養義務」

を課したもののから派生したものであることがうかがえる。この他にも婦人参政権反対論として、

- ・ 婦女は家庭を守り、家政を奉るを本分とするので、もし参政権を与えると家政を怠るようなことになる⁷³⁾。

というものもあった。これも「家族－同族・親族間における広範囲の扶養義務」を課すものであったろう。

以上から、当時の女性参政権への志向は、西欧国家体系に対処する国民国家という「内容」の基礎として、又、本論文「上」でも指摘したところの近代化の概念としての

②「家族共同体」

が背景にある形での

③ 女性差別の問題

があったことが分かる。さらに、

- ・ 男子が参政権を有しており、それによって、選挙せられた代議士は男子のみのためではなく、国民一般のために代議するのであるから、婦人がわざわざ参政権をもとうと思わなくてよい⁷⁴⁾。

といった「理由」もあった。

しかし、男女を問わず、各「個人」はそれぞれ「別人格」である。同一ではない。デモクラシーとは、各「個人」による多様な利害をぶつけ、利害の違いを前提として、八木秀次氏が言うように、「いがみあう」ことによって、調整することである

男性の参政権拡大運動も、資本家・地主－労農階級といった利害の対立を含め同一ではない様々な意見の違い等を「いがみあう」必要があったから、なされたのである。

「いがみあう」から、参政権を女性に拡大してはならない、というのは、

デモクラシーは「社会」が「個人」と「不可分な概念であり、又、対立する概念でもない。又、『個人』は趣味等の所謂『プライベートな時間、空間』をも含めて、多様性、多方向性を持つ」という前提としての「社会」の概念を半ば、忘却した主張であり、同時に、婦人参政権反対論の1つに、先にも挙げた

- ・ 婦人に参政権を与えて、夫婦で政治上の意見が異なった場合は争いが生じ、一家の和が得られないので、婦人に参政権を与えるべきではない。

という「理由」によって、反対論者が自ら、多様性を認識していることを踏まえれば、物理的に成立不可能な「議論」でもあろう。

さらに、女性が男性より能力的に劣っていると決めつけ、

・婦人は智力、体力において男子に劣るので、男子と同一の参政権を与える必要はない⁷⁵⁾。

という「理由」もあった。

しかし、これもナンセンスであろう。

戦前期、既に、所謂「女性の社会進出」は始まっていた。又、スポーツ等の分野でも、人見絹江（陸上競技）、前畑秀子（競泳）等の活躍があった等の事実によって、論破されていよう。

以上の他にも、

・国事政治となると、軍事、司法、内乱外患、予測もできない外国との交渉に関わることもあり、殺傷に関れることもあり、複雑このうえないのである。婦人の本性は定まった平穏なことには適しているが、このような変化の多いことに対応することは難しい。そこで国家の政治に参与する権利などは男子のみに与えておけばよい⁷⁶⁾。

といった「理由」もあった。これも性別によって、一方的に能力差を決めつけている点でナンセンスである。それについては、本論文の序章でも明らかにした。

加えて、「平穏なこと」（の維持）にも政治参加は必要である。「政治」という「内容」は「個人」が断絶し得ない「社会」という「内容」を定義し得る強制力であり、政治参加なくして、「平穏」な「社会」を議論し、構築することはできないであろう。

たとえ、政策に賛否を示すのみの「防禦的民主主義」⁷⁷⁾であっても、候補者の主張の是非を判断するためには政治参加は必要であり、賛意を示し得る候補者がいない場合には、

「独立の性や考え方」

を豊かにすることによって、自ら、

「議員になろうとする」

すなわち、ある種の「参加型民主主義」へと発展させる必要も出て来よう。

又、日々の生活が「外交」や貿易等といった国際関係と関連していることを踏まえれば、国政参加も必要である。

以上の他にも、婦人参政権反対論の1つであった

・全体的に婦女は自ら参政権を希望する様子はない⁷⁸⁾

という婦人参政権反対論もあった。

しかし、これもナンセンスである。「社会」の変革は多くの場合、「個人」の多くが既存の「社会」の「内容」に伝統的正統性として疑問を持たずにいる中で、疑問を持つようになった少数の「個人」の行動等から始まるからである。そして、それ故に、上記のような「批判」に具体的に反証する必要があったと言えよう。

第2節 1920年代の婦人参政権運動

「明治・大正・昭和時代を生きた婦人運動家」として、久布白落実（1982-1972）という女性がい

た⁷⁹⁾。

久布白落実は、1915年、「日本キリスト教婦人矯風会」の総幹事に就任した⁸⁰⁾。その久布白落実が婦人参政権問題に取り組む契機の一つとして、「三澤千代野事件」（1917年）があった。

同事件は、横浜の貧家出身の三澤千代野という少女が「客座敷には出さないという条件で、茨城県の宿屋に下女奉公に出されたものの」、酌婦にされ、一種の人身売買をされた、という事件であり、三澤千代野の母の求めで、少女を「矯風会」の施設である「慈愛館」に引き取ったという事件であった⁸¹⁾。

同事件は、三澤千代野が「経済力」の関係上、「酌婦」という形で、「社会」とつながらざるを得なかった、という悲劇であろう。

この事件等によって、

「婦人の保護も力が伴っていなければ実現することはできないと認識した」⁸²⁾

久布白は、

「嘆願請願の百万よりも唯一票の力はより大なる」⁸³⁾

と考え、1920年4月、矯風会の全国大会にて、婦人参政権獲得を主張、承認を得た⁸⁴⁾。つまり、「『個人的なことは政治的なこと』(personal is political)」であるとして、「男女平等」の「内容」を目的として、政治への「代表」という「形式」を求めたわけである。

同大会にて、市川房枝と平塚らいてうの「新婦人協会」結成（同年3月）、女性の政治参加を拒んでいた治安警察法改正への請願等を受けつつ、久布白は、

「私は永い間この問題については考え居りましたが、然しいつも尚早という感じで打ち消して居ましたが、この春我国の職業婦人の統計を見るに及んで最早決して尚早ではない、むしろ手遅れという念を強くしました」⁸⁵⁾。

当時、大蔵省等での、能力の進歩に合わせた門戸の開放等を知った久布白は、まず、市町村政の知識を有することから始めるべきと考えた⁸⁶⁾。

久布白の「婦人参政権」観としては、「男女平等実現のために婦人参政権運動を行なうという」⁸⁷⁾ものであり、久布白自身が、

「参政権の第一義は実に機会の均等にある」⁸⁸⁾

と述べていた。

当時は、満25歳以上で、戸主であり、又、禁治産者でない者が「公民」とされていた。しかし、久布白は、婦人で同資格を有する者のみならず、

「婦人の大多数を占める人妻も婦人参政権を得なければならないと考えた。独立の職業婦人とともにこれを得るように努めていく必要があると主張した」

のであった⁸⁹⁾。久布白は

「国家の大多数の代表的婦人が、我家を思う心を以て、我村を思い、我町を愛して之れが改善進歩を量るために力を尽くす」⁹⁰⁾

と言い、又、

「国家は家庭の集合であって、家庭に於て恰も夫と妻が協力して平和を保つ様に、国家の政治に於いても女子には女子としての任務がある。児童問題、教育問題、社会風教上の問題、其の他、男子の力の及ばぬところに女子の力を持っているところは非常に多い」⁹¹⁾

とも述べた。

以上からは、久布白の議論は、本論文でも既に指摘した「近代化」、「西欧国家体系」に対処するための「男女の性別役割論」から必ずしも、脱し得ていないことがうかがえ所謂「婦人参政権反対論者」と一定程度、通底しているものがあると思われる⁹²⁾。

1929年、久布白は議会運動を振り返りつつ⁹³⁾、婦人参政権が未獲得である現状では、同志である男性代議士の応援が必要であると述べていた。これは、

「他の婦人運動家たちとも共通の見解」
であった⁹⁴⁾。

では、他の運動家達は、どのように婦人参政権運動を推進していったのであろうか。

第3節 婦選獲得同盟

「新婦人協会」を前身とした「婦人参政権獲得期成同盟会」が、1924年12月13日に結成され、翌25年には婦選獲得同盟と改称し（以下、「同盟」）、活動をつづけた。

「同盟」の総務理事には先の久布白落実が就任し、会計理事・中津美代、会務理事・市川房枝といった顔ぶれであった。

「同盟」結成直後に開かれた第50議会では、婦選三案（公民、参政、結社）が提出され、貴族院は否決しつつも、この種の法案は毎回、国会に提出された⁹⁵⁾。

1928年以降、各党有志による婦選案の提出は活発化し、田中義一政友会内閣にて、婦人公民権が決定され、次の浜口民政党内閣では、さらに婦選政策が進められた⁹⁶⁾。

1928年、「同盟」は無産婦人団体や、婦人諸団体を加えて、「婦選獲得共同委員会」を結成した。1930年には、「同盟」主導での第1回全日本婦選大会が開催され、13の支部が結成される等、運動は盛り上がりを見せた⁹⁷⁾。

「同盟」の第4回総会（1928年4月）では、婦選要求の理由が挙げられ、その1つとして、「政治と台所の関係を密接ならしめ国民生活の安定を計り、その自由幸福を増進せん」というものがあつた⁹⁸⁾。

翌年の東京でのガス料金値下げ運動は、その一環とされ、又、当時の不況の中で、社会運動は急進化し、婦選運動にも影響していたことが指摘される⁹⁹⁾。

「同盟」も無産運動との連携を強め、結果として、それに動揺したとされる久布白が矯風会内の日本婦人参政権協会の充実を理由に、総務理事を辞し、市川房枝が後任となるという事件も起きていた¹⁰⁰⁾。

第59議会では、制限付「婦人公民権」が提出されたものの、満州事変（1931年9月）によって、否決された¹⁰¹⁾。

議会での婦選政策の後退を受け、「同盟」は「婦選以外の運動」に移行して行くようになり、食生活、ゴミ処理、教育疑獄等の運動に取り組んでいくようになった。

「婦人及子供に不利なる法律制度を改廃し之が福祉を増進せんがため」（先の「理由」の1つ）と連動しているとされる「母子保護法」（1937年）の制定を成功させている。

以上から、戦前期の婦人参政権運動は女性に対し、

「ある種の『家族－同族・親族間における広範囲の扶養義務』を課した」

枠組みから、大きく外れるものではないことがうかがえる。「同盟」の前身たる「新婦人協会」にも同様の傾向があったとされ¹⁰²⁾、

「婦人参政権の獲得は、母性保護、……女性や子供の福祉を実現するための『手段』だった」ことが指摘されている¹⁰³⁾。

英、米、独、豪では、女性の政治参加によって、女性や児童の福祉のための法が整備されるようになったのに対し、日本では、順番が逆転していたことが指摘されている¹⁰⁴⁾。

「さらに日本の女性にとっての不幸は、参政権獲得のまえに、すなわち女性が人としての権利を認められる前に戦争に突入したことであった」¹⁰⁵⁾。

つまり、「社会」という「内容」を定義する「政治」という「内容」が「全体主義」体制に突入する時、体制から逃れることをも含めて、異を唱える自由が得られなかったということであろう。

明治以来、「家制度」等を整備し、「ゲマインシャフト」から「ゲゼルシャフト」へと移行して行く「社会」の変化に合わせつつも、「西欧国家体系」に対処すべく「組織」化を志向していたといふべき当時の日本という国家はいよいよ、「総力戦」体制へ突入して行った。

第10章 「総力戦」への突入、そして戦後

第1節 変質し行く「同盟」

先の母子保護法の成立をもたらした運動を担っていたのは、「母性保護法制定婦人連盟」（1934年9月結成、以下、「連盟」）であり、「連盟」は先の「同盟」によって、結成されたものであった¹⁰⁶⁾。

こうした運動が、まず、窮状にある家庭、女性を救わんとしたことは無論である。

市川房枝も、「連盟」に関して、次のように言っていたことがある。

「第二国民を産み、これを養生する任にある母性の保護並に将来の日本を担って立つべき乳幼児及児童の保護は国家として当然だと存じます」¹⁰⁷⁾。

市川房枝のこの発言に対し、京大大学院所属・小川崇氏は、

「女性にとっての権利要求と女性による国家貢献を無批判に接近させてしまったと言ってよい」¹⁰⁸⁾と評する。

市川房枝自身は

「戦争から、直接最も大きな被害を受けるのは婦人である」¹⁰⁹⁾

と書き、参政権がない故に、反戦平和を唱えることができないと主張している¹¹⁰⁾。

先のゴミ問題について、市川房枝は、

「いうまでもなく、私共は公民権を与えられていないが故に、法律上に於ける市民ではない。従って一般の市政を勿論、此の度の塵芥の問題に対して何等の義務も責任も負うてはいないのである」¹¹¹⁾

としつつも、

「然し私共は、進んで責任を分担する事によって市当局並びに一般社会をして、如何に婦人の協力が必要であるかを知らしむると共に、一方に於いては婦人大衆をして市政と家庭との連関を自覚せしめんとするものである」¹¹²⁾

と述べていた。

これ等の運動は「自治政」（自治体行政）への参加とされ、「『広義の婦選の獲得』として捉えられるように」なっていた¹¹³⁾。

こういった主張から、市川房枝の主張も久布白落実と同様に、「男女の性別役割論」からは大きくは外れていないことがうかがえる。

そして、『婦選』（1927年1月創刊。「同盟」の機関紙）は1936年1月には『婦人展望』と改題し、「機関紙的な記事はうすめて、一般婦人向けの雑誌とした。これは進行している非常時のもとで、国防婦人会会員二百万と称されてる時代に『婦選』と題目した雑誌はまずいというので、姿勢をいくらか柔らげたわけである」¹¹⁴⁾。

国防婦人会であれ、「同盟」であれ、西欧国家体系に基づく国家体制への参加ということでは、差異はなかったであろう。但し、前者のほうが「異議申し立てなき参加」であり、「既存の体制への異議申し立てをも含む参加」でもあった後者は、「総力戦」体制の中で、

「時局に合わない」

と批判されるのを恐れていたのであろう。

1937年9月には、「日本婦人連盟」が「同盟」も参加する形で結成され、

「国家総動員の秋、我等婦人団体も亦協力以って、銃後の護りを真に固からしめんと希ひ、茲に日本婦人団体連盟を結成し起たんとす」¹¹⁵⁾

と主張した。

既存の体制への「異議」を求めての政治参加を主張していた婦選運動ではあったものの、

「如何に婦人の協力が必要であるかを知らしむる」

ということでは、

「日ごとに強まる女性側からの母性尊重のかけ声は、人的資源政策を要する体制側には格好の宣伝効果」¹¹⁶⁾

となった、という形で、体制側の運動と同義と化したとも言える。

故に、婦人参政権運動は「反戦平和」を主張しつつも、体制側に併呑されて行ったということであった。

国防婦人会での陸軍大臣・荒木貞夫の演説においては、

「夫や子供や兄弟が安心して国防の第一線に立ち少しも後顧の憂をなくすこと」¹¹⁷⁾

や

「常に台所を整えどんな苦しいことになりましても切り抜けて悲鳴が挙がらないようにする」¹¹⁸⁾

といったことが強調された。又、「日本婦人連盟」結成を主導した市川房枝は、婦人参政権獲得の主張は不変としつつも、

「緊急を要する各般の事項運動に対し、婦人の立場より協力するために、先づ専ら力を竭さんとするものである」¹¹⁹⁾

と述べていた¹²⁰⁾。

それでは、「男女の性別役割論」というある種の「家制度」から出てはいなかったと思われる女性等は、戦時中、どのようになっていたのか。

第2節 戦時下の日本

国防婦人会（陸海軍系）は、愛国婦人会（内務省系）、大日本連合婦人会（文部省系）を統合し、「大日本婦人会」（以下、「婦人会」）が1942年2月、成立した。

「婦人会」の前身の1つである大日本連合婦人会は
「斯く家を中心として婦女子の天職を果たさん」¹²¹⁾

としつつも、欧州では、第1次世界大戦を契機として、知事、大臣等、女性の政治家も生まれ、女性の政治参加がなされるようになった指摘しつつ、

「従って、婦人団体等におきましてもこの日進の大勢に順応して、家庭生活の改善と共に、社会的、公共的生活訓練の施設も漸く多くなって参りました」¹²²⁾

と所謂「女性の社会進出」を指摘する声が上がっていた¹²³⁾。ある村落での「修練農場」では、女性の方が男性よりも多く参加していた¹²⁴⁾。

しかし、文部省はこうした動きと対立し、「戦時家庭教育指導に関する件」（1942年3月、文部省社会局発行）は、

「個人主義的外来思想の浸潤を排し、日本婦人本来の従順、温和、貞淑、忍耐、犠牲、奉公等の美德を守り、之が涵養練磨に努めしむ」¹²⁵⁾
と主張していた。

「富国強兵」を目指した明治以降の「社会」の「内容」が、「富国」の過程の中で台頭してきた「個人主義」によって、「ゲマインシャフト」から「ゲゼルシャフト」的性格へと変質し、体制の基礎、各「支店」として「家」を定義していた「家制度」が否定されることによって、体制そのものが崩壊して行くのを恐れていたことがうかがえる。「強兵」等の軍事は中央集権が最も要求される以上、「個人主義」は容認できなかったのであろう。

戦時下の状況が進むにつれて、女性が男性と同じく仕事を行なうということが進んでいくようになった¹²⁶⁾。

市川房枝によって、「網羅主義による町会部落会と全く重複するもの」として解体が主張され¹²⁷⁾、又、活動の形骸化が言われていた「婦人会」について、大戦末期の1945年2月、

「むしろ婦人の総力発揮を妨げて来ている実状がある」

と指摘され、

「婦人会の役員及び職員には実力ある婦人を起用して、婦人会をして婦人の自主的運動を展開せしめる事が必要である」¹²⁸⁾

との問題提起が第86議会にてなされた¹²⁹⁾。

但し、市川房枝は

「有志による自発的な婦人会を否定するものではない」¹³⁰⁾

と主張していた。

「異議申し立てなき参加」では、積極性を引き出せない、とのことであろうものの、「既存の体制への異議申し立てをも含む参加」は「家制度」に支えられた「総力戦」を支える明治期以来の体制を解体に導くものであったと言えよう。

第2次世界大戦は、1945年8月15日の日本敗戦を以て終結し、その後、占領軍の指導もあり、男女同権を謳う日本国憲法の施行とそれに伴う「家制度」の廃止（1947年）という周知の歴史と

なった。

男女平等の参政権については、敗戦後も「家」にこだわったり、男女平等の参政権に異を唱える者もいた¹³¹⁾ものの、

「マッカーサーの影響のように思われがちだが、戦前からの女性達の長い歴史が実を結んだと捉えてよいと思う」¹³²⁾

と評される。

換言すれば、憲法9条の戦争放棄の理念と相まって、軍事力によって、西欧国家体系に対応するために「社会」という「内容」を一方向に向かわすための「形式」たる「組織」としての「家」の性格が否定され、改めて、私生活を共にするという意味で「共通の目的を持ち、目的と目標を共有し、目的と目標達成の為に互助しようと努力」する「集団」として、

②「家族共同体」

を定義し、又、

③ 女性差別の問題

を解消しようとしたと言えよう。

但し、「経済力」という「社会」の「内容」の中心的問題については、

「女性の経済的自立を可能にする枠組の追及には向かわず、家庭内における主婦の擁護という戦前の枠内での運動の水準に限定され」¹³³⁾

ていたことも指摘される。

故に、「男女の性別役割論」という意味で、

④ (廃止されたはずの)「家制度」の問題

が残ったと言えよう。

戦前期には、既に

「無責任にも婦人はいよいよ家庭に帰るべきものだ、というデマゴギーさえ流布される。だが良人による寄生生活ということは、今後ますますゆき詰って行く事実を待つまでもなく、とにかく婦人の自らを伸ばす道ではないことを主張したい」¹³⁴⁾

という声があり¹³⁵⁾、又、市川房枝にも夫婦関係にそうした側面を主張する動きもあった¹³⁶⁾にもかかわらず、である。

第3節 「家制度」を実質的に生き残らせた戦後の高度成長

1950年代には、主婦の自立のためには、女性が賃労働の分野に進出すべきという主張と、主婦の地位向上は、家事による家庭維持によるものであり、賃労働への進出は家庭崩壊の危険があるとの議論がたたかわされた。

1960年代にも同様の議論はなされたものの、主婦労働の有償化による主婦の地位向上が提起された。しかし、それは、かえって、主婦の地位への固定化になるとの批判がなされた。

1970年代には、論点が賃労働への女性参加に主眼がおかれていたことから、賃労働を中心とした「生産人間」としての男性に対し、大幅な自由時間の獲得等の「生活人間」を女性的価値として位置づける議論が現れた。

その後、1980年代に入ると、

「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

が日本においても批准（1980年）され、又、

「男女雇用機会均等法」

が施行（1985年）される等、生産「組織」での法的条件は整備されつつあった。

しかし、なおも

「女性に対する雇用機会の均等の保障が女性（主婦）が家庭を放棄する危険を招来するとの見解が主張された」¹³⁷⁾。

戦前の婦人参政権反対論と通底した議論がなされていることがうかがえる。

しかし、こうした戦後の「主婦論争」は、「一般の専業主婦」にとっては、左程の合点の行くものではなく、彼女等には無縁のもので終わる傾向があった。当時、女性の多くが、

「主婦こそが女性の幸せ」

と考え、疑問を抱かなかつたからである、と指摘されている¹³⁸⁾。

戦後、米国では直ぐに

「豊かな社会」

が現れ、郊外に家を持ち、夫を職場に送り出し、子供の送迎を含めた家事を行い、夕方には夫の帰宅を迎えるというイメージがあり、それは、

「世界中の女性の羨望の的である」

とされていた¹³⁹⁾。

日本では、1960年代以降の高度経済成長によって、それを入手しようとした、と指摘される¹⁴⁰⁾。

つまり、

「年功序列賃金給で給与上昇を期待して働き、会社も生産を伸ばし、終身雇用で安定した賃金を得て、一方、女性社員は若年のうちに結婚ないし、出産で退職することが通例で、（年功賃金のもとで賃金が低いうちに補助的な仕事を担当し、中年以上になると女性はほとんどが低賃金で不安定なパートタイム労働となる）、家では専業主婦が家事と育児を一手に引き受け、失業や収入が減ることを心配しないで働けた」

という「社会構造」、換言すれば、

「生産力の増大により、（女性達も能力があるにも関わらず）ある意味、『能力に応じて働くことなく、夫の給与から必要に応じて受け取る』」

状況が、一定程度、生まれたということであろう。換言すれば、ある程度、戦前の「家制度」、つまり、「男女の性別役割論」の枠組みの中での「婦人参政権」運動が求めていた「家庭」への豊かさ等の意味での「男女平等」が与えられたという形で「学習された思考、態度」、即ち、「『個人的なことは政治的なこと』（personal is political）」となったとも言えよう。

故に、前章で検討した「婦人参政権」反対論者が言うように、
「婦女には独立の性や考え方が乏しいので、選挙権を与えれば身近な男子の言うとおりに投票」
したのではなく、

「家庭を守り、家政を奉る」

ため、という意味での既存の体制への支持としての「防禦的民主主義」型意志表示として、参政権を行使し、その結果、本論文冒頭でも検討した女性議員、政治家の少なさにつながったのではないか。

1980年の世論調査等では、

「1人立ちできれば結婚しなくてもいい、子供ができて仕事も続ける女性、合計23%」
という結果であった。

換言すれば、現実の経済構造による「男女の性別役割論」といった形で

④（廃止されたはずの）「家制度」の問題

が、戦後の豊かな「社会」を支える「内容」を支える「形式」として、存在したと言えよう

その後、1990年の総理府の世論調査では、

「男は仕事、女は家庭に同感しない女性は39.1%、男性34%」

となり、1996年の総理府の調査では、

「成人男女の半数以上が夫婦別姓を容認」

したことも指摘される¹⁴¹⁾。

戦前からの「ゲゼルシャフト」化が進んだのと同時に、1990年代前半に、所謂「バブル景気」が崩壊し、戦後の日本の生産「組織」に多く見られた「経営家族主義」¹⁴²⁾という「形式」が崩壊し、夫の賃労働への依存が望めなくなり、「男女の性別役割論」がある種、崩壊、即ち、より「自立」が求められるようになったからではないか。

既に、1960年代、本節で検討した戦後の「豊かな社会」による

「主婦こそが家庭の幸せ」

が結果として、女性を夫の経済力に管理された収容所内の個性や人間性を持たぬ存在と化させていることを指摘する批判が挙がっていた¹⁴³⁾。それが本論文の「上」でも指摘したように、

「エスカレートすれば、経済的モラハラ、DV、つまり、一方的な『自己中心』押しつけとなるわけである」。

高度経済成長の終焉、「バブル経済」の崩壊は、同時に、「共依存関係」に含まれ得ると言える

「主婦こそが女性の幸せ」

という価値観を終焉させたとも言えるだろう。

そして、今日「主権国民」（国民国家）を超越した超国家機関が出現する等、「グローバル化」が言われる21世紀の「社会」にては、「家制度」の延長にある強制的「夫婦同姓」制には大きな疑問が発せられるべきと思われる。

終章 「家族の『社会』化」の主張 ——各人の自立による「集団」としての「家族」——

本論文では、幕末からの女性史を概観して来た。明治初年迄、「家族」の構造は「集団」であり、夫婦間の関係は比較的に水平であり、ある意味では、男女平等であったと言えよう。

しかし、明治以降、「富国強兵」のスローガンの下、西欧国家体系によって、日本は中央集権化を進める必要があり、「廃藩置県」等、多くの集権化政策を推進したことは周知の通りである¹⁴⁴⁾。「家族」を定義した明治民法もその一環であり、それは、国家による「社会」の中央集権化に合わせて、「家族」を末端組織として、「集団」から「組織」へとその「形式」を移行させる動きであった。

しかし、「富国強兵」の「富国」のために教育の普及は、「個人主義」の浸透によって、「社会」という「内容」を「ゲマインシャフト」から、「ゲゼルシャフト」へと移行せしめた。このことは大正期の民法改正構想でも見たように、「家族」に関しても例外ではなかった、と言えよう。

「家制度」を規定した明治民法が「夫婦同姓」を採用したことについては、当時の「社会」の慣習等によるものとされたものの、本論文内でも指摘したように、「合理的説明」は存在しないのが現実である。

但し、本論文では、「商家」を1つの企業に見立てた場合、その看板として、姓が統一された等を前提としつつも、明治以降の中央集権化の国家体制の中で、国家を1つに生産「組織」という「形式」と捉えるならば、末端組織である各「家」に「支店」等の性格を持たせるためではなかったか、との議論を展開した。各「支店」も支店名は1つだからである。

戦前の「婦人参政権」運動は「家制度」によって規定された各「支店」からの「家族-同族・親族間における広範囲の扶養義務」を課された無償労働者としての女性達の「大日本帝国」という、ある種の生産「組織」への「経営参加」の動きだったとも評価できよう。

しかし、「婦人参政権」は、最終的には、「ゲマインシャフト」によって支えられている「大日本帝国」という中央集権的（生産）「組織」という「形式」を「ゲゼルシャフト」化によって、「天皇イデオロギー」を含む「西欧国家体系」に対処する「国民国家」というその「内容」の基礎を担う「家制度」をも崩壊させる危険性があった故に、反対論が出てきてもいたと言えよう。本論文でも検討した「婦人参政権」反対論の多くに、女性を家事に拘束することができなくなることを含め、男性を中心とした「家」のあり方が否定されることを恐れた「議論」、兵役を「理由」とした「議論」が出ていたことがそれを象徴している。

1931年、成立はしなかったものの、女性の参政権を「夫の許可」という条件付きで認めるとした「婦人公民権」法案は、結果として貴族院の反対で不成立となった。これにも、「家」の統一への「配慮」があった。市川房枝は、これでは女性の解放にならないとして、その不成立を喜んだ¹⁴⁵⁾。

戦後、男女平等参政権、「家制度」廃止等によって、「家族」は法制度上、「組織」の論理を「個人」より優先させる「ゲマインシャフト」的存在から、「個人」を前提とした「ゲゼルシャフト」的「集団」へと移行したとしたと言えよう。そして、戦後、「豊かさ」家庭が生まれた。

しかし、「個人」は誰しも、「相互作用」による「経済力」によって、「社会」とつながり、「社会」と断絶することは不可能である以上、主に男性が「経済力」を有することによって、家族は、

ある種の「人間性」を失わしめる存在であり、心理的屈辱感を与える「収容所」と化する存在でもあった。こうした相手の恣意によって与えられる「豊かさ」はDV、経済的モラハラ等の人権侵害には無力である。

故に、戦後にあっても残った

④ (廃止されたはずの)「家制度」の問題

は、女性等、家族の成員等たる「個人」の「経済力」における自立によって、解消されていくものでもあり、

「女は家にいるもの」

等の「男女の性別役割論」が、人権侵害正当化発言であることは明確である。

さらに、こうした「男女の性別役割論」は、序章でもふれたように、各自が性別にとらわれない能力の発揮、人生設計等に悪影響を及ぼす。

例えば、筆者は、3人の子供の育児が一段落してから、大学に進学し、タウン誌の記者になった女性を紹介した漫画をインターネット上で、読んだことがある。

彼女がこのようなことになったのは、「昭和40年代」、大学進学を希望したにもかかわらず、母親に「女に大学は不要」と一方的に否定され、結婚させられたからである。

その母親の台詞には、

「家事のような女の仕事を男にさせるわけにはいかない」

という意味の言葉が出て来る。そして、その漫画には、その母親もその親にそのように育てられたのだらうという解釈が出て来る。しかし、その母親は、男の兄弟には、大学進学等、教育熱心だった¹⁴⁶⁾。

結果として、その母親が、先代の育て方のみならず、高度経済成長期の

「主婦こそが家庭の幸せ」

の枠から外れることができなかつたから、と考えれば、整合性のある説明が出来よう。

「社会」は各自の学力水準の向上によって、進歩する。それは、「社会」の「内容」が「伝統的正統性」に基づく「ゲメインシャフト」を脱し、「合法的正統性」、すなわち「契約」に基づく「ゲゼルシャフト」化という「内容」に向かって、進む姿である。「社会」の進歩を欲すれば、この流れには逆行できないと言えよう。

故に、

②「家族共同体」

の維持を望むのであれば、序章でも述べたように、婚姻も「個人」間の1つの「契約」であり、例えば、労-使(資)の契約は平等であるとされる。「使(資)」が、契約を誠実に履行せねば、「労」はストを発動することもある。また、転職もありうる。「使(資)」の側からは解雇も有り得よう。しかし、「家」は私生活の空間ということもあり、外部に情報が洩れ難く、当事者の誠実な契約履行は確認が難しい。そのエスカレートした姿一つがDVである。

1997年、筆者は立命館大学大学院国際関係研究科博士前期課程生として、京都市上京区に転居して来た。壁の薄いワンルームマンションであったので、隣のアパートの若いカップルの口論が聞こえることがあった。夫婦、恋人同士であっても、別人格である。口論等は起きて当然であったと言える。しかし、DVともなると別問題である。当時、筆者が住んでいたマンションの同階の別室に別の若いカップルが住んでいた。ある年末の夜、激しい喧嘩を行い、男が

「おまえ、殺してやる」

と叫び、女性が

「殺されたくない、助けて」

と激しい悲鳴を上げた。筆者はやむなく、警察を呼び、3人の警官が来たのであった。

どのような経緯で、このようなDVが発生したのかは定かではない。経済的問題も含めて、女性も自立を、というのは自立がないところに自由はない故であろう。女性が経済的自立を奪われ、当時のその男に支配されていたのだとしたら、第9章で取り上げた男子生徒の発言への筆者からの批判が当たった形になったといえよう。

「集団」としての「家族」は離脱可能な概念である。しかし、各「個人」は「社会」という「経済力」を中心とした「相互作用」からは離脱できない以上、今日においても、「経済力」に関連する形によって「家父長制」や「ジェンダー・ヒエラルヒーは露顕」し得るのである。

当事者の一方の契約履行についての不誠実がある時は、最終的には他方が契約解除（離婚等）をする必要がある。各当事者による「経済力」的自立は、実際に、序章でも述べたように、「教育を含め『平等な資源のアクセスや利用』」によって、「暴力からの安全と自由」を保障するものである。

したがって、

③ 女性差別の問題

を解消できなければ、維持は困難である。

故に、労使契約と同様に一方による債務不履行等があり得るということを前提に、双方が、相手に誠意を保つために、契約当事者同士で、一定に距離を保つ等の緊張感を持つべきであろう。換言すれば、

「階層化されたヒエラルキー型ではなく、より対等な立場な個人のネットワーク」

としての

② 「家族共同体」

である。

以上から、「男女の性別役割論」は、契約の誠実な履行を害する危険性を有する以上、「共依存関係」を放棄すべきである。又、「個人」は皆、別人格であるが故に、一方が他方を代行することはできない。「婦人参政権」運動も、それ故の運動であったと言えよう。夫婦で一致する意見があったとしても、それはその論点について、一致した、というだけのことである。

故に、「家」の統一性も、又、基本的に排除、否定されるべきである。これまで、女性の役割とされて来た「育休」の取得が男性にも奨励されるようになったのは、そうした一例と言える¹⁴⁷⁾。

故に、「結婚は鈍感と飽きになるものであり、又、全ての興奮を失うものである」以上、

「双方が、相手に誠意を保つために、契約当事者同士で、一定に距離を保つ等の緊張感を持つ」
 為にも、換言すれば、「貧富の差などの物質的な条件」や「現実的な日常」、「個人の気分」といった視点を踏まえ、相手が別人格であり、元「他人」であることを物理的に象徴しうる「夫婦別姓」を拒む理由は存在しない。但し、当事者が同姓を望むならば、当事者の契約という意味で、同姓も又、容認されるべきである。こうしたことについての、「経済力」に関する事務的手続きの問題についても本論文でも論じて来た。

故に、

「選択的夫婦別姓」

は導入されるべきである。

さらに、経済力が西欧国家体系を超越し、グローバル化と言われる今日的な意味においての「『文化システム』が『外的な強制力』を有する統一意志たる『外的組織』、即ち、国家と相互に関連」を語り得る「定言命法」（無条件に「～すべし」という命令形式。哲学者のカントに由来する）とも言えよう。

但し、選択式であることによって、「絶対的」ではなく、多様性という「社会」の本質に適用し得るものである。以上は、

④（廃止されたはずの）「家制度」の問題

に対処することである。

人間は皆、「自己中心」にして、「別人格」である。このことは、本論文でも序章から繰り返し論じて来た。そうした性格上、「いがみあう」存在であり、それは避けられない。「婦人参政権」運動をはじめとした参政権拡大運動もそれ故にであり、「いがみあう」から、参政権を与えるな、という「婦人参政権」反対論は「社会」という前提たる概念の本質、そして、それに対処すべき政治権力という前提からして、ナンセンスであった。

そして、「夫婦別姓」を認めないというのは、多様性という「社会」の本質を認識していない議論であり、「婦人参政権」反対論と通底しているものがある。本来、私人間の契約を規定するはずの私法である民法の本質を無視しているとも言えよう。そして、換言すれば、

「家族の一体感にも、絆にもつながっていないように思えてならない」と指摘される

「家族を構成する一人ひとりの思いを尊重せず、一律に同姓を強いる現在の制度」は西欧国家体系の下で、多様性的概念であるはずの「社会」を「組織」として一方向に動員するためのものであった。同時に、この家父長制は

「夫が妻をライバル視しているとすれば、妻が自分と同等あるいはそれ以上の収入を得る、あるいは社会的地位を持つことは、家長としてのプライドを脅かされかねない。その際、家長という自覚を保障するのは、家族が自分の姓を名乗っている事実かもしれない。また、多くの家庭で性別役割分担が行われてきたことも、男性の羊飼い意識（男性優位の自己中心主義-筆者注）を強めていると

考えられる。戦後、企業は男性たちに家族を養える給料を保障し、結婚退職制度を設けるなどして、既婚女性が働きにくい環境を作った¹⁴⁸⁾ことも指摘される。

これは「今日の『社会』では、性別、年齢、その他の特徴に関らず、『貨幣』、つまり、『経済力』を有する者が優位に立つ」が故に、「相互作用が徐々に社会の重要な部分になって行くにつれて、個人の衰退という重要性を見出」され、「貨幣がそれ自身において、目的となる社会は、増大的に冷笑的になり、又、飽きた態度を有するように個人を導き得る」ことを踏まえた「一方的な『自己中心』の押しつけ」であった。

互いが一定程度自立し、「相手に誠意を保つために、契約当事者同士で、一定に距離を保つ等の緊張感を持つ」という姿勢によって、「一方的な『自己中心』の押しつけ」ができないことを自覚できれば、姓を理由として「いがみあう」ことはないであろう。つまり、

「一方的な『自己中心』の押しつけ」を望む者が「いがみあう」のであろう。

本論文では、「法典編纂」は「国民の『沈思塾考』が必要であり、法典編纂を他人事と認識している国民に対して、自己の生活や幸福といったものと密接な関係があることに気付くべきだ」という言葉を引用した。グローバル化も言われる今日、自主管理を意味するとされる「市民社会」¹⁴⁹⁾の側から、「自己の生活や幸福といったものと密接な関係があることに気付く」ことよって、「選択式夫婦別姓」論が出て来た。本論文の

「選択式夫婦別姓は『強制的ファミリーネーム廃止制度』だ。『選択的』だからいいじゃないかという意見があるが、戸籍と一体となった夫婦別姓制度の歴史や子どもへの影響を考えた議論は全然深まっていない。別性を認めないのは日本だけというが、他国は戸籍がない。日本ではファミリーネームや戸籍制度の下に社会福祉やさまざまな制度が機能し、社会の安定性を維持してきた」という議論に対しては、しかし、民法改正時、旧来の戸籍の全廃、個人登録のカードの導入を主張する意見もあった¹⁵⁰⁾。「個人カード」等で代替できるのであれば、そうした可能性も考慮されるべきであろう。

そして、本論文では「ゲマインシャフト」から「ゲゼルシャフト」への移行に伴い、女性を含め、「家」の成員の人権を配慮せざるを得なくなり、公法的性格を有するとも言える「家制度」を、当事者である「個人」単位の「私法」へと改めようという動きが起きたこと等を論じて来た。これ等を踏まえれば、必ずしも

「日本ではファミリーネームや戸籍制度の下に社会福祉やさまざまな制度が機能し、社会の安定性を維持してきた」

との解釈はできないとも言え、又、本論文でも論じて来たように、「能力に応じて働き、働きに応じて受け取る」こと、即ち、各自の人生設計と敵対するようになって行ったと言えよう。

「法律は開化の反照にして社会の進歩と相伴う者なり」

である以上、戸籍制度や強制的夫婦同姓を規定した現行の民法750条に固執する合理的理由は存在しないはずである。又、過去にこだわって、未来をも定義することは人類はこれまで、旧体制、制

度を改変、場合によっては、解体して、「社会」の「内容」を進歩させて来たことを踏まえれば、「社会の進歩」を拘束、停滞させ、法律から「開化の反照」を奪うものである。

それらの意味で、山谷えり子氏や八木秀次氏の議論は

「いまだに夫婦同姓を主張する」ことによって、「社会の混乱を企図している」としか言いようがない」という性格の、即ち、人間が人間の作ったものに逆に支配されることを正当化するナンセンスな「議論」であろう。

本論文はこれで終わる。今後、ジェンダーフリー論については、「歴史的、又は社会的不利益をうめあわせる手段」によって、「平等な参加」を推進する「形式」と思われるクォータ制、又、迷信等が背景にあると思われる女性差別と思われる「女人禁制」問題について、検討したい。

※尚、戦前の民法や婦人参政権運動等に関する一次資料については、筆者が日本国内に居住していない関係から入手できず、多くは各氏の先行研究からの転載に拠った。

衆参両院の女性議員の割合（内閣府男女共同参画局 HP¹⁵¹⁾ より）

衆議院の女性議員の割合

選挙回数	選挙期日	定数	女性数	女性の割合 (%)
第 22 回	1946 年（昭和 21 年）4 月	466 人	39 人	8.4 %
第 23 回	22 年 4 月	466	15	3.2
第 24 回	24 年 1 月	466	12	2.6
第 25 回	27 年 10 月	466	9	1.9
第 26 回	28 年 4 月	466	9	1.9
第 27 回	30 年 2 月	467	8	1.7
第 28 回	33 年 5 月	467	11	2.4
第 29 回	35 年 11 月	467	7	1.5
第 30 回	38 年 11 月	467	7	1.5
第 31 回	42 年 1 月	486	7	1.4
第 32 回	44 年 12 月	486	8	1.6
第 33 回	47 年 12 月	491	7	1.4
第 34 回	51 年 12 月	511	6	1.2
第 35 回	54 年 10 月	511	11	2.2
第 36 回	55 年 6 月	511	9	1.8
第 37 回	58 年 12 月	511	8	1.6
第 38 回	61 年 7 月	512	7	1.4
第 39 回	1989 年（平成 2 年）2 月	512	12	2.3
第 40 回	5 年 7 月	511	14	2.7
第 41 回	8 年 10 月	500	23	4.6
第 42 回	12 年 6 月	480	35	7.3

参議院の女性議員の割合

選挙回数	選挙期日	定数	女性数	女性の割合 (%)
第 1 回	1947 年（昭和 22 年）4 月	250 人	10 人	4.0%
第 2 回	25 年 6 月	250	12	4.8
第 3 回	28 年 4 月	250	15	6.0
第 4 回	31 年 7 月	250	15	6.0
第 5 回	34 年 6 月	250	13	5.2
第 6 回	37 年 7 月	250	16	6.4
第 7 回	40 年 7 月	250	17	6.8
第 8 回	43 年 7 月	250	13	5.2
第 9 回	46 年 6 月	252	13	5.2
第 10 回	49 年 7 月	252	18	7.1
第 11 回	52 年 7 月	252	16	6.3
第 12 回	55 年 6 月	252	17	6.7
第 13 回	58 年 6 月	252	18	7.1
第 14 回	61 年 7 月	252	22	8.7
第 15 回	1989 年（平成 元年）7 月	252	33	13.1
第 16 回	4 年 7 月	252	37	14.7
第 17 回	7 年 7 月	252	34	13.5
第 18 回	10 年 7 月	252	43	17.1
第 19 回	13 年 7 月	247	38	15.4

注

- 1) 石澤理如「穂積陳重の法律文化論に関する一考察」『青森法政論叢』15号、2014年、pp.66-67
- 2) 穂積陳重「法律道德の関係区別」『明法志林』第36号・37号所収、1882、p.164
- 3) 同上、p.165
- 4) 「穂積陳重の法律文化論に関する一考察」前掲誌 p.68
- 5) 同上、p.68
- 6) 同上、p.68
- 7) 拙稿「ある君主機関説論—明治の日本国家像についての私見」(『立命館文学』669号) 参照
- 8) 「穂積陳重の法律文化論に関する一考察」前掲誌、p.68
- 9) 穂積陳重「五大法族之説」『法学協会雑誌』第1巻第5号、1884、p.295
- 10) 「穂積陳重の法律文化論に関する一考察」前掲誌、p.69
- 11) 「五大法族之説」前掲誌、pp.298-300
- 12) 「穂積陳重の法律文化論に関する一考察」前掲誌、p.70
- 13) 同上、p.75
- 14) 同上、p.75
- 15) 同上、p.75
- 16) 同上、p.74
- 17) 同上、p.71
- 18) 「家族主義イデオロギーと新しい家族の可能性：戦後民主主義研究ノート・家族（戦前）」前掲誌、p.45
- 19) 同上、p.45
- 20) 同上、pp.47-48
- 21) 同上、p.48
- 22) 同上、p.48
- 23) 拙稿「大正期と昭和期の国家論について—君主（天皇）制への社会的視点から考察する」(『立命館文学』673号) pp.22-23
- 24) p.22
- 25) 「家族主義イデオロギーと新しい家族の可能性：戦後民主主義研究ノート・家族（戦前）」前掲誌、p.49
- 26) 「家族主義イデオロギーと新しい家族の可能性：戦後民主主義研究ノート・家族（戦前）」前掲誌、p.50
- 27) 前掲「法にみる『家』と個の相克—国家政策と法—」、p.7
- 28) 同上、p.7「大正期と昭和期の国家論について—君主（天皇）制への社会的視点から考察する」前掲誌、pp.22-23
- 29) 同上、p.7
- 30) 同上、p.7
- 31) 津田左右吉「日記2」『津田左右吉全集』26巻、岩波書店、1965年、p.472
- 32) 芥川龍之介『芥川龍之介集』現代日本文学全集30、改造社、1928年、p.377
- 33) 拙稿「大正期と昭和期の国家論について—君主（天皇）制への社会的視点から考察する」前掲誌、pp.41-42
- 34) 明治民法は、旧民法断行派の梅謙次郎からは、早晩、改正の必要に迫られることが指摘されていた（梅謙次郎「家族制ノ将来ヲ論ス」『法学大家論文集』、1910年、p.758）。筆者としては、当時の「社会」の「内容」の変化に伴い、「形式」としての法が、明治期の段階でどのように、「社会」から、捉えられていたかに興味があるものの、これは後日の課題としたい。
- 35) 山本起世子「民法改正にみる家族制度の変化—1920年代～40年代」『園田学園女子大学論文集』第47号、2013年、p.120
- 36) 同上、p.125
- 37) 同上、p.125
- 38) 「ジンメル個人概念に関する一考察」前掲誌、p.438
- 39) 同上、p.438
- 40) 同上、p.439
- 41) 同上、p.437
- 42) 同上、p.438
- 43) 「民法改正にみる家族制度の変化—1920年代～40年代」前掲誌、p.125
- 44) 同上、pp.125-126

- 45) 『臨時法制審議会 諮問第一号主査委員会日誌（第一分冊）』第1回、1919年11月3日、pp.7-9
- 46) 「民法改正にみる家族制度の変化—1920年代～40年代」前掲雑誌、p.120
- 47) 同上、p.120
- 48) 前掲『臨時法制審議会 諮問第一号主査委員会日誌（第一分冊）』第1回、pp.7-9
- 49) 同上、pp.7-9
- 50) 「民法改正にみる家族制度の変化—1920年代～40年代」前掲誌、p.120
- 51) 同上、p.120
- 52) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法改正）』第23回、1925年5月2日、pp.226-229
- 53) 「民法改正にみる家族制度の変化—1920年代～40年代」前掲誌、p.121
- 54) 同上、p.121
- 55) 同上、pp.121-122
- 56) 同上、p.122
- 57) 同上、p.122
- 58) 同上、p.122
- 59) 同上、p.123
- 60) 「民法改正にみる家族制度の変化—1920年代～40年代」前掲雑誌、p.123
- 61) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法改正）』第19回、1925年1月16日、p.78
- 62) 「民法改正にみる家族制度の変化—1920年代～40年代」前掲雑誌、p.78
- 63) 『臨時法制審議会総会議事速記録 諮問第一号（民法第五編相続改正）』第32回、1927年11月29日、p.124
- 64) 「民法改正にみる家族制度の変化—1920年代～40年代」前掲雑誌、p.124
- 65) 穂積重遠『親族法』岩波書店、1933年、p.669
- 66) 同上、p.669 「民法改正にみる家族制度の変化—1920年代～40年代」前掲雑誌、p.124
- 67) 穂積重遠「民法改正要綱解説（四）」河出孝雄編『家族制度全集 法律篇Ⅳ家』河出書房、1938年、p.365「民法改正にみる家族制度の変化—1920年代～40年代」前掲雑誌、p.124
- 68) 笹岡伸矢「日本の女性参政権研究と政治科学」『鈴鹿工業高等専門学紀要』第54巻、p.13
- 69) 同上、p.13
- 70) 松田恵美子「近代日本女性の政治的権利獲得」『名城法学』71巻第1号、2021年、p.19
- 71) 同上、pp.19-20
- 72) 同上、p.19
- 73) 同上、p.19
- 74) 同上、p.19
- 75) 同上、pp.19-20
- 76) 前掲「近代日本女性の政治的権利獲得運動」、p.19
- 77) C=B=マクファーソン著、田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』岩波新書、1978年、pp.41-51、フレッド=ホワイトモア「イギリスにおける社会主義と民主主義の考察」デビッド=マクレラン他編『社会主義と民主主義』文理閣、1996年、p.131
- 78) 前掲「近代日本女性の政治的権利獲得運動」、p.20
- 79) 嶺山敦子「久布白落実と婦人参政権運動をめぐって—1920年代を中心に—」『Human welfare : HW』3巻第1号、2011年、p.53
- 80) 同上、p.53、54
- 81) 同上、p.55
- 82) 同上、p.55
- 83) 久布白落実「我等の称ふる婦人参政権」『婦人新報』308、pp. 2-5
- 84) 前掲「久布白落実と婦人参政権運動をめぐって—1920年代を中心に—」、p.55
- 85) 久布白落実「動爛の中心に立ちて」『婦人新報』279、p.5
- 86) 前掲「久布白落実と婦人参政権運動をめぐって—1920年代を中心に—」、p.58
- 87) 同上、p.58
- 88) 久布白落実「婦人参政権とは何ぞや」『婦人新報』286、1921年、p.4
- 89) 前掲「久布白落実と婦人参政権運動をめぐって—1920年代を中心に—」、p.58
- 90) 久布白落実「日本婦人参政権協会」『婦人新報』292、pp.2-8
- 91) 久布白落実「婦人参政権運動を顧みて」『婦人新報』334、pp.10-11
- 92) 故に、久布白が朝鮮や台湾等の日本の侵略によって、併合等された地域の人々について、如何に考えていた

かについては、今後の研究課題になり得るのではないか。

- 93) 久布白落実「第五十六議会運動の跡を顧みて」『婦人新報』373、pp.6-7
- 94) 前掲「久布白落実と婦人参政権運動をめぐって—1920年代を中心に—」、p.61
- 95) 今井小の実「婦選獲得同盟と母性、児童保護運動—その揺籃期のモチベーションを追って—」『社会福祉学』第43巻第1号、2002年、p.2
- 96) 同上、p.3
- 97) 同上、p.3
- 98) 市川房枝記念会『婦選獲得同盟十六年小史』市川房枝記念会、p.6、1974年
- 99) 「婦選獲得同盟と母性、児童保護運動—その揺籃期のモチベーションを追って—」前掲誌、p.3
- 100) 同上、p.3
 当時としては、「無産運動」にも様々な勢力があったものの、マルクス主義（共産主義）運動ということ言えば、当時の最大勢力は日本共産党であろう。日本共産党はロシア十月革命の結果として、コミンテルン日本支部として1922年に結成された。思想的には1920年代の不況の中で、マルクス主義が一定程度、肯定的にみられる「社会」風潮があり、それに対抗して、本文中でも紹介した里見岸雄は右翼の立場から、『天皇とプロレタリア』を「社会」に問うたのであった（拙稿「大正期と昭和期の国家論について—君主（天皇）制への社会的視点から考察する」pp.38-45）。
- 日本共産党も戦前、「男女平等」を主張して活動したはずであるものの、コミンテルン支部ということで、ソ連の立場を支持しつつ、侵略反対を唱える等をしていった。本文中にも見たように、「西欧国家体系」の延長として自国の立場を強調しようとしていたと思われる久布白落実等からは、仮に、日本共産党が直接に自身の運動に参加していなかったとしても、「無産運動」は、自身の運動と敵対する勢力と見えていたのかもしれない。この点も、後日の研究課題としたい。
- 101) 「婦選獲得同盟と母性、児童保護運動—その揺籃期のモチベーションを追って—」前掲雑誌、p.3
 婦人参政権等について、笹岡伸矢氏は「さらに詳しく述べれば、なぜ帝国議会の衆議院では可決したのに貴族院では否決されてしまったのか」（『日本の女性参政権研究と政治科学』前掲誌、p.13）という問題をも提示している。当時の貴族院においても有馬頼寧男爵のように、婦人参政権に賛成する議員もいたものの、多くが反対論者であった。その理由として、貴族院にても「家」の崩壊を懸念する声が多かったようである（前掲「近代日本女性の政治的権利獲得運動」、p.24）。貴族院は各「家」を基礎、或いは末端の「支店」とする体制のエリートであったことから、自身の地位の喪失等を恐れていたのかもしれない。この点では衆議院とも隔たりがあるように思われる。「エリートとしての貴族院議員」といった角度からの研究も必要であろう。
- 102) 同上、p.7
- 103) 同上、p.7
- 104) 宮川静枝「英国の寡婦孤児養老年金改正法案」『婦選』4、1930年
- 105) 「婦選獲得同盟と母性、児童保護運動—その揺籃期のモチベーションを追って—」前掲雑誌、p.9
- 106) 同上、p.9
 小川崇「戦前期婦人参政権獲得運動に関する考察—婦選獲得同盟の『政治教育』活動—」『日本社会教育学会紀要』35巻、1999年、p.49
- 107) 金子しげり「母子扶助法制定促進運動史」一番ヶ瀬康子編『日本婦人問題資料集成』第6巻、ドメス出版、1978年、p.297
- 108) 前掲「戦前期婦人参政権獲得運動に関する考察—婦選獲得同盟の『政治教育』活動—」、p.50
- 109) 市川房枝「国際平和と婦選」『市川房枝集』第2巻、p.253
- 110) 同上、p.254
- 111) 市川房枝「自治政への婦人の参加」『市川房枝集』第3巻、p.10
- 112) 同上、p.10
- 113) 前掲「戦前期婦人参政権獲得運動に関する考察—婦選獲得同盟の『政治教育』活動—」、p.51、52
 市川房枝『市川房枝自伝戦線編』新宿書房、1974年、pp.374-375
- 114) 同上、p.269
- 115) 同上、p.437
- 116) 「婦選獲得同盟と母性、児童保護運動—その揺籃期のモチベーションを追って—」前掲雑誌、p.9
- 117) 「大日本国防婦人会創立の意義」大日本国防婦人会総本部編輯『大日本国防婦人会史』第3篇第1章、1976年
- 118) 同上
- 119) 市川房江「婦選運動を再認識せよ」『女性展望』第12巻第1号、1938年1月
- 120) 栗原るみ「戦前、戦中期の女性役割論—戦後民主主義の『男女平等』再審のために—」『福島大学地域研究』

- 第11巻第2号、p.34
- 121) 大日本連合婦人会「家庭生活と社会公共生活」大日本連合婦人会編『更新家庭生活』第2章第9節（文昭社、1942年2月）より。
- 122) 同上
- 123) 「戦前、戦中期の女性役割論—戦後民主主義の『男女平等』再審のために—」前掲誌、p.39
- 124) 同上、p.39
- 125) 文部省社会教育局「戦時家庭教育指導に関する件」『家庭教育指導要綱』1942年3月
- 126) 「戦前、戦中期の女性役割論—戦後民主主義の『男女平等』再審のために—」前掲誌、p.39
- 127) 同上、p.41
- 128) 「第86議会衆議院に於ける大日本婦人会に関する質問」『日本婦人問題資料集成』第2巻、ドメス出版、1977年
- 129) 「戦前、戦中期の女性役割論—戦後民主主義の『男女平等』再審のために—」前掲誌、p.41
- 130) 「大日本婦人会を解散し町内会部落会に一元化せよ」『日本婦人問題資料集成』第2巻、ドメス出版、1977年、p.297
- 131) 同上、pp.30-31
- 132) 前掲「近代日本女性の政治的権利獲得運動」、p.31
- 133) 「戦前、戦中期の女性役割論—戦後民主主義の『男女平等』再審のために—」前掲雑誌、p.42
- 134) 戸坂潤「婦人と社会労働」『婦人文芸』第4巻第1号
- 135) 「戦前、戦中期の女性役割論—戦後民主主義の『男女平等』再審のために—」前掲雑誌、p.32
- 136) 原文、同上、p.30
- 137) 平野敏政、平井一夢「女性をめぐる社会的環境の歴史的展開—女性史年表の記載項目から—」『帝京社会学』第23号、2010年3月、pp.2-3
- 138) 同上、p.4
- 139) 同上、p.4
- 140) 同上、p.4
- 141) 同上、pp.31-32
- 142) 戦前から今日に至る「経営家族主義」については、拙稿「倉敷の大原家—戦前の労農階級と『市民社会』からの考察（上）、（下）」、「戦後史の中の倉敷大原家—戦後日本政治経済史からの批判的考察（上）、（下）」（前者は『立命館文学』644、647号、後者は653、654号）等を参照されたい。
- 143) 「女性をめぐる社会的環境の歴史的展開—女性史年表の記載項目から—」前掲雑誌、p.5
- 144) 拙稿「ある君主機関説論—明治の日本国家像についての私見」（『立命館文学』669号）等、参照
- 145) 前掲「近代日本女性の政治的権利獲得運動」、p.14、pp.24-25
前掲「戦前期婦人参政権獲得運動に関する考察」、p.49
市川房枝「制限婦人公民権を排す」『市川房枝集』第2巻、日本図書センター、pp.114-122
- 146) 「<古いジェンダー意識>『女に大学はムダ』母に否定され続けた私が選んだ道【前編】まんが」
<https://select.mamastar.jp/533052>
「<古いジェンダー意識>『女に大学はムダ』母に否定され続けた私が選んだ道【後編】まんが」
<https://select.mamastar.jp/533053>
- 147) 「改正育休法成立、知っておきたい“男性育休”5つのポイント」<https://www.businessinsider.jp/post-235972>
ちなみに、先にも論じた中国の家族等については、
「民国時代の女性のほとんどは文盲であり、『女子无才便是德』という社会通念があり、社会が女性に期待するのは、彼女たちの学問ではなく、『传宗接代（後継ぎになる男性の誕生）』であり、夫や子への服従であった。また、早婚をもたらす要因として、『多子多福（子たくさんは幸福者）』、『早生子早得福（早く男性を産めば幸福になる）』など古くからの観念が、その直接の要因であったと考えられる。『日出而作，日落而息（日の出とときに起きて働き出し，日の入りとともに休む）』という従来の村落社会における原始的な生産様式が、ある意味では、早婚のための基礎を育ったといえよう」（鄭鷗鳴「中国『80後』世代の婚姻問題—中国の農村地域における婚姻形態と婚姻観の調査—」『西南学院大学大学院国際文化研究論集』第9号、2015年、p.2）。
- 「昔の中国人にとって婚姻は夫婦の愛情というよりも、一族のため、親のため、子孫を残すためのものであり共同体の主原則に基づいていた。それゆえ、親は子供のために嫁を買うという市場行為が行われた。しかし、近年中国社会では、結婚の年代が遅くなればなるほど、結婚のコストがますます高くなっているという調査結果がある」（晨光「中国家族の市場化」神田外語大学異文化コミュニケーション研究所共同研究

プロジェクト中間報告書『東アジアの近代化と社会変動プロジェクト：ベトナム・台湾・中国・韓国・日本における家族と近代化に関する基礎研究』2005年、p.2、http://www2.kuis.ac.jp/icci/publications/pj_results/eastasia2005/China.pdf。

「共同体の主原則」という点は、本論文の本文中にも見たように、日本でも見られた現象である。しかし、「ゲマインシャフト」というべきそれが、「ゲゼルシャフト」へと移って来た現実をも見て来た。

「現在中国社会では、結婚を市場行為として考える人が増えている。ただし、これは伝統社会の売買婚姻とまったく異なる市場性をもつ。婚姻当事者たちにとって婚姻行為は単純な金銭関係ではなく、自身の人的資本を量って等価交換を行うことある。実は、革命理論家のマルクスでさえも自分の娘婿を選ぶとき、相手の経済状況を重視した。共同生活基盤をつくるためには、結婚する男女間の経済的なバランスがいつの時代でも重要である」(同上、p.2)。

本文中にも論じたように、この点は日本を含め、他の諸国でも同様である。家事労働についても同様であることがうかがえる。

「中国でも近年、電気具・ガス器具、自動車、既製衣料品、加工・半加工食品などの普及が著しく、これによって炊事、買物、洗濯、掃除などといった家事労働にも合理化が現れている。しかしそれより、社会的に主婦業の社会地位が高くなり、家事労働を金銭で計るようになった。中国の婦人たちは自分を解放するために家政婦を雇って家事をさせることを選択する。家事労働の社会化はすなわち家事労働の市場化である。すなわち、現在の家事労働の価値はすべて計算可能になっている。もちろんここでの計算可能は市場価値の意味でのものである。家事労働市場化のもっとも重要な意味は家事労働における労働力支出を正当に評価することだけではなく、婦人たちの社会地位の向上を現している」(同上、pp.5-6)。

全世界で最も家族を重視するのは中国人であると言われるものの、

「家族形態が変われば、中国人にとって重視する対象も変化し、中国社会は徹底的に変わっていくといえる。この意味で家族の市場化は経済の市場化と同等の大きな意味合いがある。

現在、中国家族の変化はほとんどの都市部で起こっている。都市部の家族は近代化の尖兵になっている。これから数十年の間、中国全国の範囲で伝統的家父長家族から近代的夫婦平等家族へ、大家族から核家族へ、単一家族から多様家族へと一連の変動が起こるだろう。したがって、家族内部では夫婦の平等、子供の人権が実現され、社会的には平等、人権などの意識も培われるはずである。家族のなかでこれらの意識を育てることにできれば、社会も進歩する」(同上、p.6)

と指摘される。

中国での家族関係も先に論じた「宗族会」のような「ゲゼルシャフト」的性格になって行くのだろう。

地域、国を問わず、「社会」の「内容」は「ゲマインシャフト」から、「個人」間の契約に基づく「ゲゼルシャフト」へと変化していくのが「社会」進歩の「内容」であることを示していよう。

同時に上記も又、先に論じた「宗族」の事例と同じく、「経済力」に関連する「相互作用」としての「社会」から「個人」が不可分であることを示していよう。

- 148) 阿古真理「家事や子育てを「やらない夫たち」が、頭の中で考えていること」

<https://gendai.media/articles/-/89766?page=3>

- 149) 黒沢惟昭『アントニオ・グラムシの思想的境位』社会評論社、2008年、p.27、

拙稿「倉敷の大原家一戦前の労農階級と『市民社会』からの考察(上)一」(『立命館文学』644号)等、参照

- 150) 前掲「法にみる『家』と個の相克」、p.2、利谷信義『家族と国家』筑摩書房、1987年、p.156

- 151) <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2001/1-1-2.html>

(本学大学院博士後期課程修了)